

個人情報保護制度の一元化について

(答申)

令和4年10月31日

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会

目 次

はじめに	3
審査会意見	5
1 条例要配慮個人情報について	5
2 個人情報の目的外利用・提供について	6
3 個人情報ファイル簿等について	7
4 個人情報の開示請求等について	8
(1) 非（不）開示情報	8
(2) 開示決定等期間	9
(3) 開示請求に係る手数料	10
(4) 開示決定等に係る審査請求の諮問先	11
5 行政機関等匿名加工情報の利用契約に係る手数料について	12
6 審議会等としての諮問先について	13
7 本県独自の運用状況の公表について	14
8 個人情報保護制度と情報公開制度との整合性等について	15
(1) 行政機関等匿名加工情報等の情報公開制度上での取扱い	15
(2) 個人情報保護制度と情報公開制度との整合性の確保	16

はじめに

本県では、情報通信技術の急速な発展により県民生活の利便性が大きく向上し、個人情報の保護についての社会的関心が高まる中で、個人情報の適正な管理と個人の権利利益の保護を図るという観点から、平成12年9月に「佐賀県個人情報保護制度懇話会」を設置して個人情報保護の制度化の検討を行った。そこでの検討を踏まえ、平成13年10月に、個人の権利利益の保護及び県政に対する信頼の確保を目的として、個人情報の適正な取扱いの確保のために必要な事項、個人情報の開示請求権の権利等を規定した「佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号。以下「個人情報保護条例」という。）」を制定し、平成14年4月から施行している。

個人情報保護条例は、先行して施行されていた佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号。以下「情報公開条例」という。）において、県政の情報公開の促進を図る観点から、公務員の職及び氏名並びに職務遂行情報、県と契約関係にある法人の名称等を開示請求に対する非開示情報から除外する規定が置かれていること等を踏まえた、情報公開制度とのバランスを取った内容になっている。

さらに、本県では、個人情報保護法等の施行に伴う見直し、公安委員会及び警察本部の実施機関への追加、個人番号（マイナンバー）制度導入の際の対応等、個人情報保護制度を取り巻く社会情勢の変遷に留意しながら、個人情報保護条例の規定に基づく個人の権利利益の保護及び県政に対する信頼の確保に努めてきたところである。

これまで各地方公共団体において個人情報保護のための取組みが行われてきたが、国では、国や地方のデジタル業務改革の推進等に伴う公的部門における保有データの質的・量的な増大を背景として、個人情報の取扱いにおいて一元的な対応が必要になっていることから、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）」において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等を行った。

デジタル社会形成整備法では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が個人情報の保護に関する法律に統合されたうえで、地方公共団体が保有する個人情報についても、統合後の個人情報保護法（以下「新個人情報保護法」という。）の規定が直接適用されるとともに、個人情報保護委員会が全国的な共通のルールを策定して、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとなっている。

また、個人情報保護委員会及び同委員会事務局（以下「個人情報保護委員会等」という。）は、各地方公共団体の条例で、新個人情報保護法から委任された事項及び同法の趣旨に合致する範囲内で必要最小限の規定を独自に定めることができることなどを示したうえで、各地方公共団体に新個人情報保護法に対応した条例の整備を求めるとともに、現行の個人情報に係る事務等についても、新個人情報保護法を前提に整理を行うことなどを求めている。

そのため、各地方公共団体では、新個人情報保護法が施行となる令和5年4月1日までに、個人情報保護委員会等が示した次の各点に留意しつつ、同法の目的及び規定内容を踏まえた個人情報保護条例及び情報公開条例の改正等のほか、行政機関等匿名加工情報の

作成等といった様々な事項への対応に迫られている。

○個人情報保護、データ流通について直接影響を与えるような事項で、法に委任規定が置かれていないものは、条例で独自の規定を定めることは許容されない。

○個人情報保護法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした趣旨に照らして許容されない。

○条例で定めることが想定されている事項及び条例で独自に定めることが許容されている事項は次のとおりである。

【条例で定めることが想定されている（委任規定が設けられている）事項】

- ・開示請求における手数料
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

【条例で独自に定めることが許容されている事項】

- ・条例要配慮個人情報の内容
- ・個人情報取扱い事務登録簿の作成・公表に係る事項
- ・開示請求における不開示情報の範囲
- ・開示請求等の手続
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問

今回、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、実施機関（知事）からの個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しに係る諮問を受け、制度の円滑な移行を第一の命題として、令和4年8月から10月まで審議等を行い、次頁以下に記載したとおり、取りまとめを行ったところである。

個人情報保護制度については、これまで各地方公共団体が先行して取り組んできたところであり、その一元化には様々な意見があると承知している。審査会では、新個人情報保護法の目的及び規定内容を踏まえて審議を行ったが、実施機関におかれては、これまでの本県の個人情報保護制度及び情報公開制度における取組みが後退することがないように留意されて、新たな個人情報保護制度を構築されることを期待したい。

また、今後、個人情報保護委員会等により個人情報保護制度の充実が図られるものと思われるが、地方公共団体における個人情報保護のための取組みから住民基本台帳の閲覧制度の再構築につながった事例があるように、住民に身近な地方公共団体だからこそ対処できることもあるのであって、本県における個人情報の適正な取扱いの確保のために必要な施策を実施する場合にあっては、審査会と情報共有、意見交換等を行うとともに、必要に応じて審査会への諮問を活用いただきたい。

令和4年10月31日

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会 会長 松尾 弘志

審査会意見

1 条例要配慮個人情報について（新個人情報保護法第 60 条）

新個人情報保護法では、個人情報であって取扱いに配慮を要するものとして要配慮個人情報^{※1}が定められているが、それとは別に、地域の特性その他の特段の事情に基づいて条例要配慮個人情報^{※2}を条例で定めることができるとされていることから、本県において、条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について検討した。

この点、個人情報保護条例では、要配慮個人情報という文言は使用していないものの、既に収集を制限する個人情報を規定し、平成 29 年には、その範囲を国が定めていて、新個人情報保護法にも踏襲されている要配慮個人情報と一致させている^{※3}。また、その後その範囲の修正も行われていないことから、本県においては、要配慮個人情報とは別に条例要配慮個人情報を規定する地域の特性その他の特段の事情は認められない。

したがって、現時点において、条例要配慮個人情報を条例で定める必要はない。ただし、今後の事情の変化等によっては、条例要配慮個人情報を条例で定めることが検討されるべきである。

【参考】

- ※1 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- ※2 条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関等が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- ※3 平成 29 年 7 月に、デジタル社会形成整備法附則第 2 条の規定による廃止前の行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「旧行個法」という。）で規定された要配慮個人情報と個人情報保護条例で規定する収集を制限する個人情報の範囲を一致させるため、個人情報保護条例の一部を改正している（平成 29 年佐賀県条例第 16 号参照）。

2 個人情報の目的外利用・提供について（新個人情報保護法第 69 条）

新個人情報保護法でも、保有個人情報^{※4}を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することが原則として禁止される一方で、本人の同意があるとき等、例外的に目的外利用・提供は認められている。しかしながら、個人情報保護制度の一元化の趣旨からして、新個人情報保護法と異なる内容を条例で定めることは認められないことから、現在、本県において、個人情報保護条例に基づき、審査会に諮問のうえ公益上の必要その他相当の理由があるものとして目的外利用・提供を認めている 12 事務^{※5}の取扱いについて検討した。

現在、目的外利用・提供を認めている 12 事務については、審査会に諮問のうえで公益上の必要その他提供する相当の理由があるものとして実施機関が認めているものであることからすれば、新個人情報保護法の下においても、同法第 69 条第 2 項第 3 号に規定する「個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」又は同項第 4 号に規定する「保有個人情報を提供することについての特別の理由があるとき」と同等か、それ以上の理由があるものと考えることができる。

したがって、現在、本県において目的外利用・提供を認めている 12 事務については、収集した目的以外で情報を利用し、あるいは、提供できるという取扱いを変更する必要はない。

なお、実施機関においては、これまで個人情報の目的外利用・提供を行うにあたり、それを認める個人情報保護条例の明文の規定に該当しないものについては、審査会の意見を聴いたうえでその可否の判断がなされてきたところであるが、個人情報保護制度の一元化の趣旨からして、今後は、個人情報保護委員会等への確認等を行いながら、新個人情報保護法第 69 条第 2 項各号への該当性を判断していくべきである。

【参考】

- ※4 行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等に保有している行政文書等に記録されているもの
- ※5 ①報道取材対応、②栄典・表彰等、③委員等選考、④訴訟等、⑤兵籍簿等の遺族への提供、⑥診療情報の遺族への提供、⑦実施機関以外の行政機関からの協議・照会への対応、⑧職員不祥事案に係る氏名等の公表、⑨民間団体等が行う育英事業に関する照会への対応、⑩暴力団等該当性について県警察本部への照会、⑪インターフェロン治療費助成データ及び肝炎ウイルス検査に係る精密検査結果報告書の記載情報の市町への提供、⑫臓器移植を行う医療施設からの児童虐待に関する照会への対応

3 個人情報ファイル簿等について（新個人情報保護法第75条）

新個人情報保護法では、地方公共団体における個人情報の適正管理と本人による個人情報の利用実態の把握のため、地方公共団体の機関に対して、1,000人を超える保有個人情報を含んだ個人情報ファイル^{※6}について、個人情報ファイル簿（個人情報ファイルのあらましを記載した帳簿）の作成とその公表を義務付けるとともに、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿の作成等も条例で定めることができるとされていることから、本県において、その作成等を条例で定める必要性について検討した。

この点、個人情報保護条例では、対象人数にかかわらず、個人情報取扱事務^{※7}を開始するときは、個人情報取扱事務の目的等の事項を「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、一般の閲覧に供しなければならないと定めている。

新個人情報保護法が地方公共団体の機関に対して作成等を義務付ける個人情報ファイル簿と本県がこれまで作成等を行ってきた個人情報取扱事務登録簿とは、対象人数及び記載される情報に若干の違いはあるものの、地方公共団体における個人情報の適正管理を実現するという目的に違いはない。

したがって、今後は個人情報取扱事務登録簿を廃止し、本県で既に登録・閲覧に供している1,000人未満の対象人数も含めて、新個人情報保護法が作成等を義務付けている個人情報ファイル簿を整備する必要はあるが、当該整備により個人情報の適正管理を実現するという目的は十分に達せられるものと考えられることから、新個人情報保護法でいう個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿の作成等を条例で定める必要ではない。

【参考】

- ※6 保有個人情報を含む情報の集合体であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・電子計算機処理に係る個人情報ファイル
 - 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの
 - ・手作業処理に係る個人情報ファイル
 - 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの
- ※7 名簿、台帳、一覧表等の形式に整理され、又は電子計算機処理において検索のための特定の個人を検索し得る状態で個人情報が記載されている公文書を使用する事務

4 個人情報の開示請求等について

(1) 非（不）開示情報（新個人情報保護法第78条）

新個人情報保護法では、同法で開示情報から除外されている情報であっても、当該情報を条例で定めることにより開示できるとされ、反対に、同法で開示情報と規定されている情報であっても、当該情報を条例で定めることにより不開示にできるともされている。そこで、本県における情報公開制度との整合性を図る観点から、そのような独自の取扱いを条例で定める必要性について検討した。

まず、条例で規定することにより開示すべき情報についてであるが、情報公開条例と新個人情報保護法における開示・非（不）開示情報についての規定を照合すると、情報公開条例においては、「公務員の職務遂行情報に係る氏名（公安委員会規則で定める警察職員を除く。）」、「交際費又は食糧費の支出に係る相手方の情報（個人の権利利益を害するおそれがあるもの等として実施機関が別に定めるものを除く。）」、「法人等の契約書類等に記載された相手方の情報」を非開示情報から除外して開示しなければならないとしているのに対し、新個人情報保護法においては、これらの情報を開示しなければならないとする規定はない^{※8}。しかしながら、これらの情報は、本県の情報公開制度の取組みの中で、県政の情報開示を促進する観点から非開示情報から除外して開示している情報であり、個人情報の開示請求においてこれらの情報を非開示情報として取り扱おうと、本県の情報公開制度との整合性が図れないばかりか、その後退に繋がりがねない。

したがって、これらの個人情報を開示できるように条例で定める必要がある。

次に、条例で規定することにより不開示にすべき情報についてであるが、情報公開条例においては、いわゆる「法令秘情報」^{※9}及び「評価情報」^{※10}を非開示情報としているのに対し、新個人情報保護法においては、これらの情報を不開示情報とする明文の規定はない。もっとも、これらの情報の多くは、新個人情報保護法第78条第1項各号の規定で定められた不開示情報にも該当することから、開示・非開示の判断に与える影響は限定的になるものと考えられる。

したがって、現時点において、これらの情報を非開示とできるように条例で定める必要はない。

なお、今後、開示・不開示の判断に疑義が生じた場合には、個人情報保護委員会等への確認等を行いながら、新個人情報保護法第78条第1項各号の該当性を判断すべきであるが、その確認等の結果次第では、条例で独自の取扱いを定めることも検討されるべきである。

【参考】

※8 国では、国の行政機関に所属する職員（非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、特段の支障がある場合を除き、慣行として開示している（情報公開に関する連絡会議申合せ（平成17年8月3日）参照）。

※9 法令又は他の条例の定めるところにより、開示することができない情報

※10 個人の評価等に関する情報で、開示することにより個人の評価等の事務事業又は同種の事務事業の適正な実施に支障が生じるおそれのあるもの

(2) 開示決定等期間（新個人情報保護法第 83 条、第 84 条及び第 108 条）

新個人情報保護法では、保有個人情報の開示の手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めることを妨げないとされていることから、開示決定等がなされるべき適当な期間について検討した。

新個人情報保護法及び個人情報保護条例とも、開示請求に係る決定までの期間（以下「原則期間」という。）を定め、正当な理由があるときは当該期間を一定期間（以下「延長期間」という。）内に限り延長することができるとし、さらに、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるためにこれらの期間を合わせた期間内に開示決定等を行うことができないときは、原則期間内に開示請求者に対し特例延長を行う旨を通知したうえで、残りの期間内で相当部分の開示決定等を行い、当該開示決定等とは別に相当の期間内に残りの部分について開示決定等をすれば足りるとされている。このように、新個人情報保護法と個人情報保護条例とでは、手続に大きな違いはなく、次表のとおり、その期間と期間計算の考え方に違いがあるのみである。

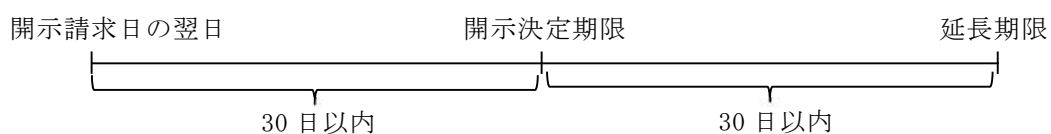
	原則期間	延長期間
新個人情報保護法	30 日（初日不算入）	30 日
個人情報保護条例	15 日（初日算入）	15 日

まず、期間については、これまで行ってきた迅速な開示決定等の継続を図りつつも、実施機関の事務負担に配慮する観点から、原則期間についてのみ、個人情報保護条例の考え方に対応して、新個人情報保護法で定める期間の半分である 15 日とすることが適当である。また、期間計算の考え方について、個人情報保護委員会等は、民法の規定（初日不算入）に基づくとの考え方を示しており、条例でその考え方を明確にすることが適当である。^{※11}

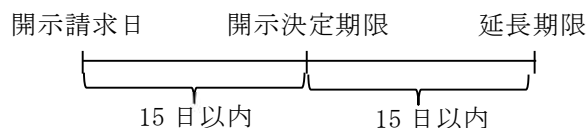
【参考】

※11 開示決定等の期間の概要

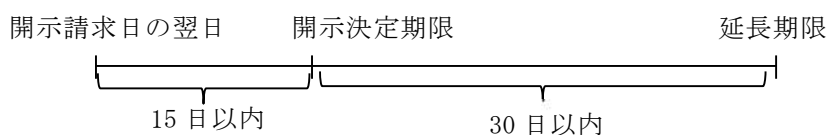
- ・新個人情報保護法上の開示決定等の期間



- ・現行の個人情報保護条例上の開示決定等の期間



- ・新たな個人情報保護条例上の開示決定等の期間



(3) 開示請求に係る手数料（新個人情報保護法第 89 条）

新個人情報保護法では、地方公共団体の機関に対し個人情報の開示請求をする者は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされているところ、個人情報保護委員会等は、条例で定めることにより、手数料を徴収しないこともできるとの考え方を示していることから、個人情報の開示請求者に係る費用負担のあり方について検討した。

個人情報保護条例では、公文書の写し等の交付を受ける者に対し、当該写し等の作成及び送付に要する費用の負担、すなわち、実費相当額の負担を求めているのみで、閲覧者又は非開示決定等となった者に対して費用の負担は求めている。これは、本県において先行して施行されていた情報公開条例において、情報公開の一層の推進を図っていく観点から、開示請求に係る費用については利用しやすい額とすることが適当であるとの考え方に基づいて実費相当額の負担のみを求めていることとの整合性を図ったことによるものである。

開示請求の事務には相応の労力と費用を要することから、公平な負担を求めるべきとの考え方はあるものの、新個人情報保護法においても、地方公共団体が条例で手数料の額を定めるにあたってはできる限り利用しやすい額とするように配慮しなければならないとされていることはもとより、個人情報保護制度の一元化の要請があることは、開示請求者に対して新たな費用負担を求める理由とはならない。

したがって、個人情報の開示請求者の費用負担については、国や他の都道府県の状況等を勘案したうえで、開示請求者が利用しやすく、かつ、情報公開条例との整合性も取れた額とすべきであり、引き続き、写し等の交付を受ける者に対して実費相当額の負担のみを求めることが適当である。

(4) 開示決定等に係る審査請求の諮問先（新個人情報保護法第 105 条及び第 106 条）

新個人情報保護法では、地方公共団体の機関等が行った開示決定等に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項又は第 2 項の附属機関に諮問しなければならないとされていることから、その諮問先について検討した。

この点、個人情報保護条例では、開示決定等に係る審査請求については、審理員による審理手続を除外するとともに、不適法を理由に却下する場合等を除き、審査会の意見を聴き、その答申を尊重して裁決を行わなければならないとしているところ、これまで、審査会では、開示決定等の審査請求のみならず、それと相互補完の関係にあるといわれる情報公開条例の規定による開示決定等の審査請求についても、請求人及び実施機関双方の主張を精査し、必要に応じ、インカメラ審理^{※12}、関係者からの意見書の提出その他必要な調査も行いながら、諮問に対する審議を行ってきたところである。また、行政不服審査法では、審査請求がなされた行政庁は審理員を指名しなければならないとされているが、新個人情報保護法では、地方公共団体の機関が行った開示決定等に係る審査請求について、審理員による審理手続に関する規定を除外していることから、これまでと同様の調査・審議が可能であり、審査会が行政不服審査法上の附属機関になることに支障はない。

したがって、審査会を行政不服審査法第 81 条第 1 項の附属機関に位置づけ、新個人情報保護法の規定による開示決定等に係る審査請求の諮問先とすることが適当である。

【参考】

※12 審査会の委員が対象公文書を直接見分して審理すること

5 行政機関等匿名加工情報の利用契約に係る手数料について(新個人情報保護法第119条)

新個人情報保護法では、地方公共団体の機関に対して、新たに個人情報ファイル簿の作成及び公表を義務付けるとともに、都道府県及び政令指定都市の機関に対しては、それらに加えて、行政機関等匿名加工情報^{※13}を事業の用に供しようとする者のために当該ファイル簿を活用した提案募集等の実施を求めている^{※14}。具体的には、個人情報ファイル簿を活用して、毎年度1回以上、行政機関等匿名加工情報の提案を募集し、提案があった場合には、「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するかどうか」といった基準等について審査を行い、当該基準等に適合すると認められるときは、提案者と行政機関等匿名加工情報の利用契約を締結のうえ、行政機関等匿名加工情報の作成・提供を行うというものである。そして、新個人情報保護法では、この地方公共団体の機関と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、条例で定めることにより、実費を勘案して政令で定める額を標準^{※15}として、条例で定める額の手数料を納めなければならないとされていることから、その適当な額について検討した。

個人情報保護条例では、新個人情報保護法が規定する行政機関等匿名加工情報や旧行個人法に規定のあった非識別加工情報^{※13}といった保有個人情報を加工し、利用するための規定は設けておらず、新個人情報保護法の規定により、行政機関等匿名加工情報の作成等の事務に取り組む必要があるところ、その利用に関する契約を締結する者から徴収すべき手数料の額を国が定める標準的な額と異にすべき格別な事情は認められない。

したがって、行政機関等匿名加工情報の利用契約の締結に当たっては、個人情報保護法及び同法施行令で定める額を条例で手数料として定めることが適当である。

【参考】

※13 民間事業者からの提案を審査し、利用契約を締結したうえで、保有する個人情報について特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないよう作成した情報。個人情報保護制度の一元化により、文言が「非識別加工情報」から「行政機関等匿名加工情報」に改められている。

※14 新個人情報保護法附則第7条の規定により、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、提案募集の実施は任意とされている。

※15 標準手数料の額は、次のとおりとなっている。

(1) 提案審査を行う場合の利用契約

次の①から③までに掲げる額の合算額

①21,000円(基本事務(審査事務等)に対応する金額)

②3,950円/h×時間(行政機関等匿名加工情報作成の時間(職員の工数))

③行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合の委託料

(2) 既作成の行政機関等匿名加工情報を活用する場合の利用契約

12,600円

6 審議会等としての諮問先について（新個人情報保護法第129条）

新個人情報保護法では、地方公共団体が保有個人情報に関する施策を講じる場合であって、個人情報の適正な取扱いの確保のために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要なときには、条例で定めることにより、審議会その他の合議制機関に諮問することができることとされていることから、その諮問先について検討した。

この点、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年佐賀県条例第3号）では、審査会の事務として、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による開示決定等の審査請求に係る諮問の調査・審議のほか、個人情報取扱事務の登録、個人情報（要配慮個人情報）の収集の制限等の特例措置、特定個人情報ファイル^{※16}の取扱いについての意見陳述等、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項を事務として定めており、審査会は、これらの事務を適切に行うことを通じて、これまで両制度の適正な取扱いに寄与してきたところであり、諮問先として適当である。

したがって、条例で、前記4（4）で示したとおり審査会を開示決定等に係る審査請求の諮問先と定めることに加えて、審査会を地方公共団体の個人情報に係る施策等を講ずる場合等において個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くための諮問先としても定めることが適当である。

なお、個別の事案における個人情報の取扱いについて、個人情報保護委員会等では、新個人情報保護法の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、同法第166条の規定に基づき、専門性を有する個人情報保護委員会等に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなるという考え方を示している。しかしながら、審査会において、個人情報保護委員会等が作成した資料^{※17}のほか、他の都道府県の審査会から個人情報保護委員会への照会及びその回答といった地方公共団体の疑問に対する個人情報保護委員会等の考え方が示されたものも確認したが、それらにおいては、個人情報保護委員会等の考え方の根拠や今後地方公共団体が取べき対応等が十分に示されていないものが散見されていることから、今後、本県における個人情報保護制度に係る取組みを検討していくうえで、判断や対応等に迷うような場面も起こり得るものと思われる。そこで、実施機関においては、審査会と新たな個人情報保護制度に関する情報共有、意見交換等を随時行うとともに、必要に応じて審査会への諮問を活用いただきたい。

【参考】

※16 個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイル

※17 個人情報保護委員会等では、行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、以下の指針等を作成・公表している。

○個人情報の保護に関する法律ガイドライン（行政機関等編）

○個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

○個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

7 本県独自の運用状況の公表について（新個人情報保護法第165条）

新個人情報保護法では、個人情報保護委員会が各行政機関等に対する監視措置の実効性を担保し、もって個人情報の保護に寄与するため、行政機関の長等に対して、同法の施行状況について報告を求め、毎年度、当該報告を取りまとめたうえで、その概要を公表することとしている^{※18} ところ、これとは別に、本県において、独自に運用状況を公表する必要性について検討した。

この点、個人情報保護条例では、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならないと定められ、これまで運用状況の公表による情報公開を通じた個人情報保護制度への県民等の理解と信頼を確保するための取組みが行なわれてきた^{※19} が、その意義は大きいものと認められる。

したがって、個人情報保護委員会による概要の公表のみならず、今後も、本県において、独自に運用状況の公表を積極的に行っていく必要がある。

【参考】

※18 これまで、旧行個法に基づき、総務省が国の行政機関、独立行政法人等の施行状況について取りまとめを行い、その概要を公表していたが、今後は、新個人情報保護法に基づき、個人情報保護委員会が行政機関等（地方公共団体等も含む。）の施行状況について取りまとめを行い、その概要を公表することになる。ただし、その調査内容や公表する概要の詳細は、未だ明らかにはなっていない。

※19 令和3年度の佐賀県の運用状況は次のとおりとなっている。

(1) 開示請求の件数 (単位：件)

開示請求（書面）※	開示請求（口頭）
1,353	282

※ R3.4.1～R.4.1に受け付けた請求に対して開示を実施した公文書等の件数

(2) 開示、部分開示、非開示等の件数 (単位：件)

処理状況	開示	部分開示	非開示	請求拒否	不存在	取下げ	却下	合計
開示請求※ （書面）	297	1,045	0	1	8	2	0	1,353
開示請求 （口頭）	282	0	0	0	0	0	0	282

※ R3.4.1～R.4.1に受け付けた請求に対して開示を実施した公文書等の件数

(3) 審査請求の状況 (単位：件)

審査請求の件数			処 理 件 数						
前年度繰越	R3 年度中	計	認 容		棄却	却 下	取下げ	次年度繰越	計
			全 部	一 部					
1	0	1	0	1	0	0	0	0	1

(4) 訂正請求、処分等、審査請求の件数 0

(5) 利用停止請求等 処分等、審査請求の件数 0

8 個人情報保護制度と情報公開制度との整合性等について

(1) 行政機関等匿名加工情報等の情報公開制度上での取扱い

前記5で示したとおり、新個人情報保護法では、都道府県及び政令指定都市の機関に対して、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案の募集及び審査、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結並びに行政機関等匿名加工情報の作成及び提供を義務付け、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結しようとする者に対して、条例で定める額の手数料の納付も求めている。一方で、行政機関等匿名加工情報とその作成の際に削除した情報（以下これらの情報を「行政機関等匿名加工情報等」という。）については、情報公開条例に基づく開示の対象にもなり得ることから、行政機関等匿名加工情報等の情報公開制度における取扱いについて検討した。

この点、行政機関等匿名加工情報は、特定の個人が識別されないことから、情報公開条例上の非開示情報に該当せず、また、その作成の際に削除した情報も、それ単体では非開示情報に該当しない可能性もある。

仮に、情報公開条例に基づく公文書の開示請求等により行政機関等匿名加工情報等が開示されるとなれば、廉価な費用で容易に行政機関等匿名加工情報の利用が可能となるが、そうなることは、時間と労力を費やし、所定の額の手数料を納付して行政機関等匿名加工情報の利用契約を締結する者との関係で、受益者負担及び公平性の確保の観点から適当でないし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する際に手数料を徴収することなど、行政機関等匿名加工情報の利用に関して格別の取扱いを求めている新個人情報保護法の趣旨が大きく損なわれることにもなる。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）では、行政機関等匿名加工情報等を不開示情報として規定していることからしても、情報公開条例において、行政機関等匿名加工情報等を非開示情報として明確に位置付ける必要がある。

したがって、情報公開制度において、行政機関等匿名加工情報等を非開示情報として規定するとともに、裁量的開示^{※20}の余地もないことを明確にすることが適当である。

【参考】

※20 開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合でも、非開示情報として保護すべき利益と開示により得られる公益とを比較衡量し、開示することの公益上の必要性が認められるときに、行政的判断により開示することができるもの

(2) 個人情報保護制度と情報公開制度との整合性の確保

新たな個人情報保護制度では、個人情報保護制度の一元化を図る観点から、地方公共団体が取り扱う情報についても、原則として新個人情報保護法が直接適用されることとなっている。その一方で、新個人情報保護法の趣旨に合致する範囲内で、条例に委任した事項又は独自に条例で定めることを許容している事項もあることから、これまでに示したとおり、条例で定めるべき事項の検討を行ってきたところであるが、これらの検討は、個人情報保護制度と相互補完の関係にある情報公開制度とも密接に関連することから、新個人情報保護法に定められた事項及び新たに条例で定める事項のうち、本県の情報公開条例に反映すべき事項についても検討した。

新たな個人情報保護制度では、行政機関等の義務に係る事項も多く、特に開示請求に係る事項については、留意が必要である。例えば、新個人情報保護法で規定された不開示情報を、情報公開条例で規定された非開示情報と比較したところでは、規定内容に明らかな違いがあるものは少ないものの、法人情報について、新個人情報保護法では「正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としているのに対して、情報公開条例では情報公開の立場をより鮮明に打ち出して「明らかに不利益を与えると認められるもの」を非開示情報としているなど、規定内容に明らかな違いがあるものもある。

本来、個人情報保護制度と情報公開制度とは、相互補完の関係にあるべきものであり、共通した考え方に拠るべきところも多い。そのため、個人情報保護制度の一元化により、法律と条例といった形で制定主体が分かれたとはいえ、各実施機関における事務処理等において新たな個人情報保護制度と情報公開制度との間で、不合理な差異が生じることがないように、非開示情報、開示決定等期間、手数料の規定等、新たな個人情報保護制度と情報公開制度とで共通する事項については、差異を設けることに合理的な理由がある場合を除いて、規定内容や文言を統一するなど、できる限り整合性を図る必要がある。